

平成25年度アジア水環境改善モデル事業

# 公 募 要 領

平成25年8月

環 境 省

# 平成25年度アジア水環境改善モデル事業 公 募 要 領

## 1. はじめに

アジアの水ビジネス市場が将来的に大きな成長が見込まれている中、我が国政府としても水処理関連技術の海外展開を強く推し進めているところであり、環境省では、我が国企業の保有する高い環境技術を活かした海外水ビジネス市場への参入を支援することを主な目的として、平成23年度より「アジア水環境改善モデル事業」を開始した。環境省としては、本モデル事業を通じ、民間企業によるアジア地域への水環境改善ビジネス展開が活性化され、人口増加や急激な経済成長等による水質汚濁などが特に深刻化しているアジア諸国の水環境が改善されることが重要であると考えている。なお、政府の成長戦略の一環として策定された「インフラシステム輸出戦略」（平成25年5月17日）においても、我が国の優れた水処理技術の海外展開支援として本事業が位置付けられているところである。

この度、昨年度に引き続き、平成25年度アジア水環境改善モデル事業(以下、モデル事業)として実施する案件を選定するため、公募を実施するものである。

## 2. 事業の目的・概要

急激な成長を続けるアジアの多くの地域では、人口増加に伴う都市化や工業化、それに伴う環境問題の発生が課題となっている。具体的には、都市化の進展や生活様式の変化により生活用水の使用・排出が増加する一方、生活排水対策施設等の対応は遅れている。また、農業の近代化や生産量の増加に伴い、水系に流出する肥料由来の栄養塩が増加し、これらの影響により水域の富栄養化が進行している。更に、産業化の進展に伴う工業排水が増加による水質汚濁も顕在化・深刻化しつつある。

これまでもODA関連事業を中心に様々な形でこうした課題に対する支援は行われてきているが、これらに加え、今後は我が国民間企業が有するかつての激甚な水質汚濁問題を克服する過程で培われた技術やノウハウを、現在アジア・太平洋諸国が直面している課題解決に活用し、日本を含むアジア・太平洋地域全体の持続可能な経済成長のエンジンとすることが重要である。

環境省では、本モデル事業の実施を通じ、我が国民間企業による、アジア・太平洋域内の水質汚濁が深刻化している地域の水環境改善を目的とした各種事業(中小規模生活排水処理や産業排水処理、事業や水域の直接浄化、モニタリングなど)の展開が促進されることにより、アジア・太平洋各国の水環境が改善されることを目指す。

このモデル事業では、アジア・太平洋諸国の水環境を改善する事業計画を広く公募し、応募のあった事業計画について有識者により構成される検討会にて厳正な審査を行った後、採択する民間企業等(以下、事業者)を選定する。事業者は、提案した地域において、実施可能性調査(FS調査)を通じた事業計画書の作成、事業計画に基づく実証試験及び事業効果・ビジネスモデルとしての適用性の検証を行う。モデル事業の実施を通じ、海外展開可能性国の情報収集・分析、ビジネス化に向けた課題抽出、実現可能性を向上させるための現地の行政施策の検討、実証調査を通じた現地関係機関に対する事業実績の構築及びこれら一連の経験を通じたノウハウ等の国内

への還元等を行うことにより、今後、水環境改善技術を活用したアジア・太平洋における効果的な水質保全対策、ビジネスモデルの確立及びその普及に役立てたいと考える。

### 3. モデル事業の内容

事業者は、提案した地域において、水環境改善を目的とした各種事業（中小規模生活排水処理や産業排水処理、事業や水域の直接浄化、モニタリングなど）に関するFS調査を通じた事業計画書の作成、事業計画書に基づく実証試験の実施及び事業効果の検証の一連の取り組みを実施するとともに、その成果を報告書として作成する。詳細については以下（1）～（4）に詳述する。

なお、事業の内容については、選定後に環境省と事業者が協議を行い、必要に応じて変更を行うことを可能とする。

#### （1）FS調査の実施（事業計画書の作成）

海外展開を行う計画の事業について、次の項目からなるFS調査を実施する。

##### ① 対象地域の現状調査

事業の実現可能性を評価するために必要と考えられる現地の状況調査として、現地の水質調査、周辺地域の排水処理の現状、水質汚濁防止や水利用に関する制度・政策やその執行体制、社会・経済状況、類似事業の実施状況（コスト等）を調査し、整理する。

##### ② 関係政府・企業等との連携構築

事業を展開する上で必要となる現地政府（現地の中央政府や地方政府等）や現地企業等との連携関係を構築するとともに、その状況を踏まえて我が国国内の地方自治体や関係企業との連携体制を必要に応じ構築する。

##### ③ 事業計画書の作成

①②を踏まえ、水環境を改善するために実施する事業内容及び利用技術等を明確化し、事業規模、事業運営計画、事業実施体制、事業化スケジュール案等を含めた事業計画書を作成する。なお事業計画の立案にあたっては下記の諸点に留意するものとする。

- 当該案件の技術面、制度面及びビジネスモデルとしての課題
- 水環境改善への寄与度
- ビジネスモデルとしての将来的な展望

#### （2）水環境改善効果実証試験の実施

（1）で作成した事業計画に基づき、国内外の関係機関と調整の上、当該事業の事業効果（もしくはその一部）を実証するための試験（実証施設の設計、施行、維持管理）を行う。

#### （3）事業効果及びビジネスモデルとしての適用性の検証

（2）の実施を通じて事業の効果（水環境の改善への寄与度）を評価・検証するとともに、事業計画案の見直しを実施し、実現可能性を再評価するとともに、今後自立的なビジネスモデルとして確立するために克服すべき技術上及び制度上の課題事項、事業の実現可能性が向上すると考えられる現地の行政施策等を取りまとめる。

#### （4）報告書の作成

上記の（1）から（3）の内容を整理した報告書を毎年度末の時点で作成する。

#### 4. 対象事業の要件

対象とする事業は、次の（１）から（２）の全てに合致する具体的な海外展開計画のある事業とする。

##### （１）海外展開事業の内容

モデル事業の実施を通じて、対象地域の水環境改善効果が見込まれること

(参考)現在想定している事業事例は、①中小規模生活排水処理事業、②産業排水処理事業、③水域の直接浄化事業、④水質等モニタリング事業等であるが、対象水域において水質改善効果が期待でき、かつ効果の検証が可能であれば、前述の①～④以外の手法も対象とする。併せて、処理水や汚泥の再利用等を通じた資源の循環利用等の取り組みも対象とする。

##### （２）海外展開事業の実施国

アジア域内又は大洋州

#### 5. 応募者の要件

応募者は以下の要件を満たす民間企業等とする。

##### ① 以下のA又はBであること。

A 我が国に本社又は主たる事務所をおいている法人であって、海外に本社又は主たる事務所をおいている法人の子会社ではない法人

B Aを代表者とする、地方自治体、その他共同事業者からなるコンソーシアム

##### ② モデル事業の実施に必要な実用化された技術及び調査・事業の実施に必要な技術者を有すること。

##### ③ ①Aの法人が、以下の資格等を有すること。

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（平成13年1月6日環境会第9号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 別途発注する「平成25年度水環境改善ビジネスのアジアへの展開促進のための調査業務」への入札参加予定者でないこと。

#### 6. 事業期間

事業期間については、平成25年度から3ヶ年を想定している(下記スケジュールを参照)が、ビジネス案件形成のためにより迅速に事業を進めたい場合には、下記スケジュールを前倒して実施することを妨げない。また実証試験を平成27年度にも継続して実施することも可能とする。ただし、各年度において、十分な成果が得られていないと判断され、将来的な海外展開が困難と評価された案件については、翌年度以降の支援は行わない。また、平成26年度以降については、平成26年度以降の予算の成立を前提とするが、平成26年度以降の予算については未定であり、26年度以降の実施を保証するものではない。

## 事業スケジュール（案）

- 平成25年度：FS調査の実施（事業計画書の作成）
- 平成26年度：水環境改善効果実証試験の実施
- 平成27年度：事業効果及びビジネスモデルとしての適用性の検証

なお、天災地変、不可抗力、関係機関や地元との協議等の関係で、事業期間を延長する必要性が生じた場合には、環境省と事業者が協議する。

## 7. 契約金額及び採択件数

### （1）契約形態、金額、採択件数等

事業の実施にあたっては、環境省と事業者が請負契約を締結し、事業を進めるものとする。平成25年度分については、1事業10,000千円（消費税及び地方消費税を含む）以下の範囲内で決定することとし、採択件数は2～3件程度を予定しているが、具体的な金額については、請負契約の手続き段階で、事業計画を精査の上決定するため、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではない。なお、平成26年度以降の請負契約の締結については、平成26年度以降の予算の成立を前提とするが、平成26年度以降の予算については未定であり、26年度以降の実施を保証するものではない。

また、事業の実現性・実効性を高める観点から、事業者の自主財源により事業費を上乗せすることを妨げない。

### （2）対象経費

人件費	本事業実施のために必要な人件費に限る
旅費	現地調査等や現地機関との調整のために関係者が現地に出張する際に必要となる外国旅費、国内の関係者が事業調整を行う際の国内旅費に限る。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずることとする。
物品費	本事業の実施に直接必要な消耗品の購入に直接要する経費。備品となるものはリースにより対応すること。
印刷製本費	本事業の成果報告書、現地での説明に必要となる資料等の印刷、製本に要する経費
通信運搬費	本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料であって、本事業に使用した料金であることが証明できる経費
借料及び損料	会場借料及び損料、器具機材借料及び損料、物品等使用料等
会議費	現地調整や国内での事業調整のための会合等を行う際の会場費、設備使用料、人件費、飲食料等の経費
通訳・翻訳費	現地調整等の際の通訳料、現地文献や報告書等の翻訳料
水質調査・分析費	現地の水質等を調査するための外部分析機関等への委託料
実証試験設備整備費	実証試験を実施するための設備の整備に直接要する経費のうちリースにより対応可能なもの
実証試験材料費	実証試験を実施するために必要な材料の購入に要する費用
外注費	本業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のもの

## 8. 事業実施の留意事項

- ① 採択された場合には、事業内容の詳細について打合せた上で、環境省と請負契約を締結することとなる。その際、契約関係書類が別途必要となるため、担当者の指示に従って必要書類を準備すること。
- ② モデル事業の期間中、環境省が設置する専門家による検討会にモデル事業の実施状況や効果検証調査の報告を行うこととする。また、この検討会から助言・指導に応じ、環境省と協議の上、事業内容の変更を行うことがある。
- ③ 実証事業に伴う用地の確保、関係機関との調整(事業実施に伴う必要手続きを含む)及び地元との調整については、事業者で行うものとする。また実証試験完了後、試験施設とその周辺等の維持管理及び施設の撤去が必要となった場合については、事業者の責任で行うものとする。
- ④ 環境省では、採択されたモデル事業の選定や進捗状況管理、成果の評価等を実施する専門家による検討会の運営を、別途発注する「平成25年度水環境改善ビジネスのアジアへの展開促進のための調査業務」(以下(甲))の中で実施予定である。採択された事業者は、環境省または(甲)の請負業者からの依頼に基づき、FS調査及び実証試験の進捗状況や成果についての報告、資料の作成、会議への出席等を実施するものとする。
- ⑤ 本事業の終了後、事業者は、当該事業の海外展開に努めるものとする。また事業終了後、環境省が、事業成果のフォローアップ・成果普及のための会議等を開催する場合には、これに協力すること。

## 9. 審査方法

### (1) 審査の方法

環境省において書類審査を行ったのち、以下(2)の審査基準に基づき、環境省及び専門家で組織する検討会での審議の上、環境省が決定する。また、必要に応じて検討会等におけるヒアリングの実施や追加資料の作成・提出等を求める場合がある。

### (2) 審査基準

審査基準については、以下のとおりとする。なお、( )の数字は、配点であり、合計は、100点とする。

- |  |      |
|--|------|
| ① 現地状況・課題の把握度合   | (15) |
| ② 事業実施体制・相手国関係機関との調整状況、案件の成熟度  | (15) |
| ③ FS調査の実施内容・工程   | (10) |
| ④ ・導入を予定する技術の概要/類似案件への適応事例/実証試験実施内容<br>・事業の実施により期待される水環境改善効果           | (30) |
| ⑤ 水環境改善以外の効果   | (5)  |
| ⑥ 実現性、事業採算性、発展性、将来的なビジネス展望   | (15) |
| ⑦ 事業者(またはJソール)が海外展開を行うために十分な組織体制、経営基盤、技術力を有しているか、担当者が本事業に従事する十分な時間があるか | (10) |

### (3) 審査結果

審査結果については、環境省ホームページにおいて、採択された事業名、事業者名及び事業概要を公表する。また、併せて記者発表を行う場合がある。なお、採否の理由等についての問い合わせには応じられない。

## 10. スケジュール

平成25年8月 9日	公募開始
8月19日	公募説明会
9月10日	申請書類締め切り
9月下旬	審査・支援案件の選定
～10月上旬（予定）	（ヒアリングを実施する場合には別途日時を通知する）
10月以降	請負契約締結（詳細については、請負契約書による）

## 11. 応募方法

### (1) 提出書類

活用事業の実施を希望する応募主体は、様式1及び様式2の平成25年度アジア水環境改善モデル事業応募申請書により作成するものとする。

### (2) 提出期限

平成25年9月10日（火）12時必着

### (3) 提出方法

申請書の提出については、別添様式1及び様式2をE-mailにて送付するものとする。提出ののち、その旨を電話で環境省に連絡し、受領確認を行うものとする。

### (4) 提出先

〒100-8975  
東京都千代田区霞が関 1-2-2  
環境省 水・大気環境局 水環境課 安田・島村・樋口  
TEL：03-5521-8312 FAX：03-3593-1438  
E-mail: [MIZU11@env.go.jp](mailto:MIZU11@env.go.jp)

### (5) 公募説明会

下記の日時において公募説明会を開催する。なお、説明会への参加は、公募への必須要件ではない。

- ① 日時：平成25年8月19日（月）9:30～11:00
- ② 場所：環境省第1会議室（中央合同庁舎5号館22階）
- ③ 募集方法：（入館に際しては事前登録が必要になるため、来場者に関する情報（①所属（会社名） ②氏名（複数名参加の場合は代表者のみ） ③連絡先電話番号 ④来場人数）を、[MIZU11@env.go.jp](mailto:MIZU11@env.go.jp) まで任意様式にて提出すること（※切：8月16日（金）12:00）。

④その他：説明会では資料を配布しませんので、公募要領等は各自で印刷の上持参願います。

#### (6)公募に関する問い合わせ

公募に関する問い合わせについては、9月3日（火）までに書面（様式自由）をE-mailにて、環境省(提出先と同様)に送付するとともに、電話連絡を行うこと。また、問い合わせの回答については、問い合わせ者に対して、環境省から直接回答するものとする。



# 平成25年度アジア水環境改善モデル事業応募申請書

## 1. 申請の概要

事業名	(事業実施国又は地域、事業概要が分かる名称とすること。)		
実施地域名	※プロジェクト実施国・地域について可能な範囲で詳細に記載		
代表事業者	名称： 住所： 代表者名：		
主たる担当者	氏名： 担当部署： Tel/Fax： E-mail：		
事業の概要	(モデル事業について、概要を記述すること。)		
事業実施体制	※プロジェクトの具体的な実施体制（関連する国内外の事業者等）と役割分担を掲載		
事業費	平成25年度	平成26年度	平成27年度
申請金額			
自己資金投入予定額			

A-4（タテ）1枚以内で記載すること。

2. 申請法人の概要（コンソーシアムの場合は構成する各法人毎に記載すること）

法人名		設立年月	年 月
従業員	人	(平成25年4月1日現在)	
資本金	円	(平成25年4月1日現在)	
直近3期間の 財務データ		平成 年 月期	平成 年 月期
	売上高	千円	千円
	税引き後利益	千円	千円
	純資産	千円	千円

主な事業対象	
事業内容	
海外での 事業の状況	○海外拠点、海外での事業内容、海外での売上高等について記載する

A-4（タテ）1枚以内で記載すること。

### 3. 事業実施体制

○本業務に従事する主たる担当者

氏名		生年月日	
所属・役職		経験年数（うち類似業務従事年数）	
		年（            年）	
専門分野			
所有資格			
経歴（職歴／学位）			
所属学会			
主な手持ち業務の状況（平成25年〇月〇日現在〇件）			
業務名	業務内容	履行期間	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	
		年 月～ 年 月	

※手持ち業務の欄は契約金額が500万円以上のもの及び担当者の経常的業務を対象とし、業務内容の欄は概要を記入

○代表事業者、その他法人及び各担当者の役割分担

法人名	部署／役職	氏名	担当業務
（代表事業者名）			
事業実施時の役割分担			
（その他法人）			
事業実施時の役割分担			
（その他法人）			
事業実施時の役割分担			

A-4（タテ）2枚以内で記載すること。

#### 4. 申請経費

○平成25年度分

申請経費区分	金額	積算内訳	
人件費			
旅費			
物品費			
印刷製本費			
通信運搬費			
借料及び損料			
会議費			
通訳・翻訳費			
水質調査・分析費			
実証試験設備整備費			
実証試験材料費			
業務費計 (A)			
9. 外注費内訳		外注費計 (B)	¥
外注予定先	金額	外注する業務の内容	

合計 (A+B)	
----------	--

	金額	主な用途
自己資金 投入予定額 (C)		

上記と同様の様式で、平成26年度及び27年度の事業実施に必要な経費を記載の上提出すること

## 5. 事業の内容

以下の項目について、(様式2)に記載すること

※ 各項目について、Microsoft Powerpoint ファイル (A-4 (ヨコ)) にて各項目毎に指示する所定の枚数以内で作成すること。

### (1) 事業概要 (1枚)

実施する国/地域名、実施目的、実施内容、適用する技術等、期待される成果(水質改善やその他効果)、ビジネスモデルの概要

### (2) 事業実施地域の状況・課題 (2枚)

モデル事業実施予定地域の状況・課題を簡潔に説明すること

例えば、実施地域の位置図、平面図、水質の状況や課題等を文書、図表、写真等で整理

### (3) 事業実施体制・関係機関との調整状況 (1~2枚)

モデル事業実施にあたって現時点で想定している実施体制(国内及び事業実施対象国内)

### (4) FS調査の実施内容・工程 (2枚)

FS調査の具体的な調査内容・工程が分かるように記述すること。

### (5) 導入を予定する技術の概要及び類似案件への適応事例 (1枚)

現時点で導入を予定している技術の概要や類似案件への適応事例について記載すること

### (6) 水環境改善効果実証試験の実施内容 (1枚)

次年度以降実施を見込む実証試験の内容及び期待する成果を記載

### (7) 事業を通じて期待される効果(水環境改善及びその他効果) (2枚)

期待される水環境改善効果及びその他の波及効果を可能な限り定量的に記載。

### (8) 事業採算性、発展性、将来的なビジネス展望と事業化に向けた障壁/課題 (2枚)

初期投資、ランニングコスト等の費用、将来的に期待する収益を可能な限り定量化し、現時点で見込まれる採算性を評価するとともに、同様の事業の発展性(潜在的に獲得を目指す市場等)について記述すること。また併せて事業化に向けた課題(例:行政・制度面、コスト面、技術面、資金面)について、現時点での認識を記載すること

### (9) 事業実施当该国/地域における事業実績、支援体制 (1枚)

事業実施における事業実績や現地法人/事務所、協力企業等の支援体制について記載